

占領期の神道政策

神道指令前後の神道史の再検討

堀井弘明

Hiroaki Horii

愛知製鋼株式会社

この論文の主な目的は、戦後主に語られてきた帝国主義や植民地主義の下における「国家神道」の実体について迫ることである。では、戦後70年たった今、何故「国家神道」の実体に迫る必要があるのか。

マスコミや「有識者」は、社会の「右傾化」が進んでいると叫んでいる。概ねその背景には、政治家による靖国神社参拝に関する問題や、「日本会議」等がある。宗教学者の島藺進氏は、「ナショナリズムと宗教が結びついて興隆するのが日本の特徴」として、「靖国問題」や日本会議がその存在であると述べている。背景には、国家神道的なものを強化しようとする大きな流れがあると分析している¹⁾。

一方、島藺進氏は、現代のナショナリズムを下支えするものとして、パワースポットとしての神社への参拝ブームを取り上げ、「国家神道の復興をあらわすひとつの兆候」として捉えている。「国家神道」の通説的な定義は「国家により強制された神道」といったものである。本当にパワースポットブームは、国家から何らかの強制力が働いた結果生み出されたものなのだろうか。寺院その他宗教施設はもちろん、富士山までもがパワースポットとされている中、神社への参拝行為だけが「国家神道」の通説的概念に当てはめられることに、私は強い危機感を感じた²⁾。

また、戦後GHQによって弾圧された神道は、その時点において宗教として自由を保障されたと言えるのか。この疑問に答え得る研究として、「国家神道」論における通説の分析や批判を行いたい。加えて、先行研究の批判だけでは完全な答えは得られないと判断し、学校法人皇學館の実例や滋

1) 中島岳志/島藺進(平成28年) p.21、169-170

2) 中島岳志/島藺進(平成28年) p.171-172

賀県護国神社へのインタビューによって、「国家神道」論に埋もれた戦前から戦後にかけての神道の実体について追っている。

I 国家神道

第1節 国家神道の骨子

1. 国家神道の下地

明治4年5月14日の太政官による「神社ハ国家ノ祭祀」（太政官布告第234）の布告は国家神道体制形成の最大の法的根拠であり、精神的基盤とされる。この太政官布告の中では、「神社ノ儀ハ国家ノ祭祀ニテ一人一家ノ私有ニスヘキニ非サルハ勿論ノ事ニ候処」云々として、神社の儀式が国家の祭祀であるとし、神社を一人一家の私有のものとするは論外であると、旧来の在り方が否定されている。そして、「今般御改正被為在伊勢両宮世襲ノ神官ヲ始メ天下大小ノ神官社家ニ至ル迄精撰補任可致旨」を布告し、今般改正された内宮、外宮の世襲による神官を始めとして、大小に至る神社の神官を精選して補任するよう求めたのである³⁾。

「国家の祭祀」とされた神社が「祭祀」に専念する限りでは、信教の自由や政教分離に直接抵触することはなかった。しかし、教部省が「敬神」を宗教として国民に浸透させる政策を実行することで、神社（神祇）制度が信教の自由や政教分離問題に抵触することとなった。明治5年10月に駐米少弁務使であった森有礼が信教の自由の原則を採用するよう英文で建白したことを皮切りに、仏僧である島地黙雷による三条の教則への政教混淆非難など、政教分離論が叫ばれた。島地を擁した浄土真宗の西本願寺では、急進的討幕維新の政治的

仏僧が活動しており、真宗は主に長州系の政府指導者の理解を得ると共に維新活動で大きな功績を挙げた。しかし、教部省の三島通庸や黒田清綱に代表される薩摩閥は、江藤新平が作成したと言われる三条の教則を最大の梯子にして、神葬祭の奨励や火葬の禁止によって仏教を物理的に締め出す政策を実施し、仏教の宗教性を希薄化することになった。本来はキリスト教の防禦のため一丸となって国民教導に当たるはずであった神仏両教は、お互いを攻撃することになった⁴⁾。

神社非宗教論を決定、方向づけたとされる明治15年の神官教導職の分離、宗教教団の教団自治を前進させた教導職の廃止、また国家と神社の分離を促そうとした明治18年～19年にかけての「神社改正ノ件」など、明治10年代に国家神道の形成や成立において重要な意味を持つ政策が展開された。しかし、これらの政策が国家神道の成立に直結していた訳ではなかった。明治33年4月27日に勅令第136号による内務省への神社局の新設があり、明治10年以来神祇、宗教行政を管掌してきた社寺局が宗教局となることで、神社は他の宗教と明確に区別される行政の対象となった。阪本是丸氏は著書『国家神道形成過程の研究』の中で、「国家神道」という用語は、神社局設置による神社行政と宗教行政の制度的区別を前提として一般化するようになったと述べている。また、明治天皇の崩御及び大正天皇の即位、大嘗祭は神祇官衙の設置や敬神思想の普及に大きな活力を与えた。敬神思想の普及においては、「明治大帝」の崩御を追慕する国民の声が大きくなったことから、「先帝奉祀神社」の創建運動等が見られるようになった⁵⁾。

3) 阪本是丸(平成6年) p.20-21

4) 阪本是丸(平成6年) p.198-199、216、葦津彦彦(昭和62年) p.28-34

5) 阪本是丸(平成6年) p.284、305、311

2. 国家神道の成立

大正天皇の大喪儀や昭和天皇の即位、大嘗祭、そして神宮の式年遷宮といった「敬神崇拜」に密接に関連する国家的儀式、祭祀の執行によって、国民の間に敬神観念が普及、浸透した。しかし、阪本氏が述べる「国家の行為がまるごと正当化」されていた満州事変以降においても、神社非宗教問題には腐心せざるを得なかった。政府や内務省は、神社は宗教ではないから神社への（強制）参拝は信教の自由を侵害したことにはならないという「弁解」をしていた。政府や内務省による、このような神社観はかえって神社の活力を減退させる結果となり、在野の神道家や敬神家がこの神道観を批判した⁶⁾。

昭和15年11月には勅令736号によって神祇院が創設された。この管制第1条には「神祇院ハ内務大臣ノ管理ニ属シ左ニ掲クル事務ヲ掌ル」として、神祇院の事務は「1.神宮ニ関スル事項」「2.官国幣社以下神社ニ関スル事項」「3.神官及神職ニ関スル事項」「4.敬神思想ノ普及ニ関スル事項」と定められた。阪本氏は、この神祇院創設によって初めて「敬神思想ノ普及」が国家の公式事業となり、機構、制度としての「国家神道」にイデオロギーや思想が付加され、戦後GHQによる「国家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督並ニ弘布ノ廃止ニ関スル件(SCAPIN-448)」(以下神道指令)に盛り込まれた「国家神道」の理解が可能になると述べている。また、「国民精神の昂揚」「教育の刷新」を標榜していた平沼騏一郎内閣が昭和14年1月に成立したことで、神社制度の整備や充実が一層図られた。日華事変が長引いたことで、戦死者を祀る招魂社の整備、充実が

課題として浮上し、同年3月15日には招魂社は護国神社と改称し、招魂社制度が整備された⁷⁾。

3. 国家神道成立史における通説

国家神道の研究において、長く有力な学説を形成してきた村上重良氏によると、「国家神道80年の歩み」を①形成期、②教義的完成期、③制度的完成期、④ファシズム的国教期といった4つの時期に区分できるという⁸⁾。

①形成期の時期は、明治維新から明治20年代初頭である。明治4年の神祇官再興から社寺領の上知令、神社の社格制定、氏子調べ制度の新設によって、神道の国教化が直線的に実施されていった。神祇官が神祇省へと格下げされた後、明治5年3月には神祇省と大蔵省社寺課が廃止され、教部省が新設された。教部省では、国民教化運動の一大展開を目指して、教導職14級を置くことを定め、同年4月には「三条の教則」を達した。内容は「第1条、敬神愛国ノ旨ヲ体スベキ事、第2条、天理人道ヲ明ニスベキ事、第3条、皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守セシムベキ事」という三条で、村上氏は、天皇崇拜と神社信仰を主軸とする近代天皇制の宗教的政治的イデオロギーの基本を示すものであると述べている⁹⁾。

②教義的完成期の時期は、大日本帝国憲法発布(明治22年)から日露戦争(明治38年)である。帝国憲法は天皇の定めた欽定憲法であり、告文には「皇朕レ仰テ皇祖皇宗及皇考ノ神祐ヲ禱リ併セテ朕カ現在及将来ニ臣民ニ率先シ此ノ憲章ヲ履行シテ愆ラサラムコトヲ誓フ庶幾クハ神靈此レヲ鑒ミタマヘ」と書かれている。皇祖は神話上の天皇の祖先であり、神霊が宗教上の神格であることから、このような特定の宗教観念に立つ憲法に

6) 阪本是丸(平成6年) p.324-326

7) 阪本是丸(平成6年) p.327-329

8) 村上重良(昭和45年) p.78

9) 村上重良(昭和45年) p.78、94、106-107

規定された信教の自由(第28条)は、国家神道の枠内での信教の自由であり、基本的自由権としての信教の自由とは異質なものであると村上氏は述べている。また、「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラズ」(第3条)によって、天皇の宗教的権威を法的に基礎づけたとしている。『教育ニ関スル勅語』(以下教育勅語)に関しては、政府が憲法制定を機に、天皇制イデオロギーで国民を系統的に教育し、民権思想の普及浸透を防ぐ意図があったとする。教育勅語は「おそるべき」強制力を持つ国民道徳の規範となり、それは天皇の「現人神」としての宗教的権威に淵源していたと村上氏は分析している¹⁰⁾。

③制度的完成期の時期は、明治30年代末から昭和初期である。内務省による神社行政が確立し、神社の整理が行われ、官国幣社への国庫供出金制度がつくられ、祭式等の神社制度が確立した。民主主義や社会主義の思想、運動が発展したが、政府はこれを弾圧し、思想的に対抗するために、諸宗教を動員することで国民の思想善導を図り、神社と氏子組織を、地方行政のイデオロギー的拠点として強化した¹¹⁾。

④ファシズム的国教期の時期は、満州事変(昭和6年)から大東亜戦争(昭和20年)までである。この時期に、大陸侵略の本格化を背景とする「天皇制ファシズム」が成立し、国家神道の絶頂期であるファシズム的国教期を迎えたと村上氏は述べる。日本が他民族、他国家を征服し支配する聖なる使命を持っているという聖戦の正当化が、国家神道教義の中心を占めるに至った。植民地や占領地には、ぞくぞくと神社が創建され、「アマテラスオオミカミの神威と天皇の御稜威を全世界に及ぼすための聖戦」という侵略思想が鼓吹された。「聖戦」による世界征服の教義は、神武天皇の「六

合を兼ねて以て都を開き、八紘を掩ひて宇と為むこと亦可からずや」の詔によって根拠づけられた。「八紘一字」とは、全世界を天皇に帰一させるという思想であり、「ほとんど全世界を敵とした」大東亜戦争のイデオロギー的根拠になった。国家神道による国民教化と思想統一は、狂信的な激しさを加え、視が奨励され、明浄直の神道精神が鼓吹されたと村上氏は指摘している¹²⁾。

第2節 国家神道に関する通説批判

1. 明治年間の神道史再考

神道人の拠点は、神祇官再興から神祇省を経て、教部省になっていたが、明治12年には「府県社以下祠官祠掌ノ等級ヲ廢シ、身分取扱ハ一寺住職同様タルヘシ」という太政官達が出されたことから、政府の神社に対する扱いは大きく変わったと分かる。明治4年5月の太政官布告で「神社ノ儀ハ国家ノ祭祀ニテ一人一家ノ私有ニスヘキニ非サルハ勿論ノ事」と述べられてから、僅か8年間で「私的」宗教と同様に扱う姿勢に変わっており、政府は政教分離の原則に沿って、神道を国家から切り離したと考えられる。村上氏は、この国家神道「形成期」という時期において、「神道の国教化が直線的に実施されていった」と述べているが、「形成期」半ばにして早くも神道の国家的地位は崩れてしまったのである¹³⁾。

国家神道の「教義的完成期」についても再考するため、村上氏による時代区分では「形成期」に当たりますが、明治19年の「神社改正ノ件」について見ていきたい。「皇大神宮ハ帝室ノ根本国家之宗祀奉祀ノ禮宜ク最鄭重ナル可シ」として、神宮は皇室の根本であり国家の祭祀の礼を丁重に行うことが述べられている。一方、「官国幣社経費營繕ノ如キ

10) 村上重良(昭和45年) p.78、128、135-138

11) 村上重良(昭和45年) p.78

12) 村上重良(昭和45年) p.78、196、206-209

13) 葦津珍彦(昭和62年) p.68-69

ハ永久保続シ得可ラサル」から、「向フ十ヶ年間補助金ヲ下賜シテ永続保存ノ基ヲ立タシメ」るよう書かれており、官国幣社の経費や修繕費については永遠に保証し続けることができないから、官国幣社は10年間の補助金の下賜を通じて神社の存続の基礎を確立するよう求められた。葦津氏によると、この名目的保存金は、10年後に一切の官国幣社について「国家」の財政、国政と切断するための「手切れ金」であった¹⁴⁾。

教育勅語に関しては、「おそるべき」強制力を持つ国民道徳の規範となり、政府が憲法制定を機に、天皇制イデオロギーで国民を系統的に教育するものであったと村上氏は述べる。しかし、葦津氏によると教育勅語の起草に奉仕した井上毅は、神道国教制を避ける強い信念を持っており、教育勅語を以て神道国教制に繋がるような神道経典とならないよう、尊神や敬神といった「神霊」を意味する語は特に避けている。鹿鳴館時代において、政府の高官は欧化主義に熱中し、一般の社会風潮においても各派各流の思想が欧米から流入する中で、国内の宗教や倫理哲学の思潮は混乱していた。憲法との慎重な調整の上で立案された教育勅語は、神儒仏基の諸教や諸哲学のいずれにも通じることが目標とされ、雑然とした民心を改めるために明治天皇の社会的著作として渙発された¹⁵⁾。

3. 神道「ファシズム論」の再考

国家神道「制度的完成期」の時期には、明治33年に内務省神社局が設置された。葦津氏は、この時に神社の設備や会計事務、礼典祭式が合理的に整備され、旧時代の神仏習合や俗神道時代のような怪しげな社頭風景が清浄され、神社と神主の公私混同経済のような旧風も、公的監督行政に

よって合理化されたと述べている。国家からの神社に対する財政支出も官国幣社のみに限られ、平均して年間3,123円と僅かであった。また、国民経済の成長と共に私財による浄財献金が急速に大きくなり、その収支も合理的な監督の下に置かれていた¹⁶⁾。

国家神道が「ファシズム的国教期」を迎えた時期には、昭和11年に起こった二・二六事件や翌年の日華事変などで、多くの国民が徴兵されることとなった。彼らが郷土から見送られる時には、多くが郷土の小学校や神社に集合した。唯物論教育が徹底されていたソ連であっても、郷土のシンボルが教会の礼拝堂であると思ったように、日本の兵士達も、異国の地において郷土の象徴として故郷の神社を想うことが多かった。葦津氏によると、兵士たちの間に「祖国神国意識」が広がり、神葬祭要望者が増加していたが、内務省は神社非宗教論の原則が破れることを恐れ、従軍の布教や葬儀に関しては神職の関与が禁じられ、そのほとんどを仏僧が行っていた。陸軍省が内務省に対して神職従軍の許可を求め、時勢の流れもあって昭和14年に非常時の変則として、神職の従軍と神葬祭が許された¹⁷⁾。

第3節 国家神道の議論

1. 島蘭進氏による論説の検討

島蘭氏の論説によると、国家神道は神社神道、皇室神道、国体思想の3要素から成り立っていると述べている。第二次世界大戦が終わるときの国民の最大の関心事は「国体護持」であった。そして、マッカーサーは天皇を守ることで国体護持を選んだとみることができる。この点において、島蘭氏は神道指令による国家神道解体の後を生き延びる我々

14) 葦津彦彦(昭和62年) p.99-101

15) 葦津彦彦(昭和62年) p.115-117, 138

16) 葦津彦彦(昭和62年) p.161, 215

17) 葦津彦彦(昭和62年) p.187-188, 194-196

の背後にも、国家神道や国体の観念が目に見えにくい形で存在していると考えている。小林よしのり氏の「日本人はほとんど無自覚に天皇とつながっている。自覚なき天皇崇拜だからこそ、日本の歴史の中でこの長きにわたって存続してきたのかもしれない」という言葉を引用し、この認識の一部を島藪氏自身が共有しているとしている。しかし、これは信教の自由や思想信条の自由を脅かすものであり、人権の面からも大いに問題があるとしている。この観点において、日本国憲法が国家神道を制限する性質を有しているとし、歯止めとしての意義を見直す必要があると述べている¹⁸⁾。

神道指令に関しては、その限界として天皇の神道儀礼については全く触れられていない点を島藪氏は指摘している。神道指令は、国家神道の解体を謳っているが、そもそも国家神道は天皇の神道行事があるからこそ成り立っているとしている。天皇は、天皇自身による神道行事を通して、天照大神、伊勢神宮との関わりを持つ神聖な存在だと思われるのであり、現在においても、「天皇が祈ってくださっている」という認識において、国民の敬意を維持していると分析している。天皇による皇室祭祀、宮中祭祀を皇室神道と呼んでもいいとし、天皇崇敬がそれに結びついているとしている。アメリカによる宗教は立派なものはずであるという認識によってイデオロギーと神道儀礼が区別された結果、天皇の神道儀礼は残されたのである¹⁹⁾。

2. 新田均氏による論説の検討

新田均氏は「現人神」「国家神道」という認識が、思い込みに基づく「幻想」にすぎないとしている。通俗的な「現人神」論とは、「国家神道」研究の第一人者であった村上重良の見解が大きな影響を

及ぼしているとし、「現人神」の出現過程を明確に跡づける研究方法として、教科書における「現人神」「八紘一宇」という単語を中心に、天皇に関する記述の変化を調べている。小学校教科書における記述の変遷から二つのことが言えるとし、一つは「現人神」「八紘一宇」は明治以来ずっと教えられてきているのではなく、社会変化の結果として昭和10年以降に登場してきたということ、もう一つは天皇「神孫」論がずっと教えられてきたにも関わらず、昭和16年以降に「現人神」論が新たに付け加えられていることから、天皇を「神の子孫」とする考え方と「現人神」とする考え方の間には差があることが推測できるとしている²⁰⁾。

新田氏によると、大正デモクラシーの時代は、思想的には個人主義、懐疑論、無神論が流行した「煩悶時代」であり、政府は国民思想の動向に憂慮を示し、学校教育や社会教育の分野において「国体」についての国民意識の深化を図っていった。しかし、天皇「現人神」論が、この時代の政府の公文書や政策に直ちに吸い上げられたわけではなく、第一次世界大戦から満州事件にかけて背景が形作られていった。「現人神」論が有力化し、公式文書の中に登場してくる流れの中で、「マルクス主義への警戒に誘発された文部省の思想統制と強力なイデオロギー創出の意図」、「内務省の思想弾圧の意図」、加藤玄智や上杉慎吉から思想的影響を受け、総力戦思想に誘発された「軍部の教育介入の意図」という、3つの思想運動が「呼び出し役」となったとしている。昭和12年に刊行された『国体の本義』では「現御神(明神)或は現人神」が「限りなく尊く畏い御方であることを示す」という点で絶対神に近いことが述べられているものの、一方では「絶対神とか、全知全能の神」ではないと明確

18) 島藪進(平成26年) p.41、45、56

19) 島藪進(平成26年) p38-40

20) 新田均(平成26年) (はじめにi)、p.4、8、14

に述べることで、天皇が絶対神であるという見方は距離を取っている。戦前の加藤玄智や戦後の村上重良が主張する絶対神としての「現人神」が政府の公式見解として現れるのは、昭和19年に首相に就任した小磯国昭によるラジオでの演説であった。「八紘一宇」が政府の公式文書に登場するのは、昭和15年8月1日に第二次近衛内閣が公表した「基本国策要綱」が初めてである²¹⁾。

新田氏は、「現人神」「八紘一宇」というイデオロギーが明治以来一貫して存在したわけではない以上、その「イデオロギー注入装置」としての「国家神道」は存在したはずがないと述べる。そもそも、「国家神道」という用語は、戦前においてはそれほど使われる言葉ではなく、用いられる場合であっても、「国家管理された神社神道」、つまり「神社神道が国家管理されている状態」を指す言葉であった。この「国家神道」観を転換して、「巨大なイデオロギー装置たる国家神道」という見方を提唱したのが加藤玄智であり、「国家神道」という用語は「戦後に人口に膾炙する」ようになったと指摘している²²⁾。

II 神道指令の与えた影響

第1節 神道指令に関するアメリカの調査

1. 神道指令の概要

「国家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督並ニ弘布ノ廃止ニ関スル件」(SCAPIN-448)(以下神道指令)は、GHQが「国家神道」を日本改造の重要な対象と認めて昭和20年12月15日に発した。神道指令の起草者は、GHQ民間情報教育局・教育宗教課・宗教班の責任者であったW.K.バンスである。神道指令の

冒頭には、以下のように発令目的が列挙されている。

- ①国家指定の宗教ないし祭祀(すなわち国家神道)に対する信仰あるいは信仰告白の、直接的あるいは間接的な強制から日本国民を解放するため。
- ②戦争犯罪・敗北・苦悩・困窮および現在の悲惨なる状態を招来したイデオロギーに対する強制的財政援助によって生ずる、日本国民の経済的負担を取り除くため。
- ③日本国民を欺いて侵略戦争へと誘導する目的で、神道の教理ならびに信仰を軍国主義的ならびに過激な国家主義的宣伝に利用するようなことが再び起こらないようにするため²³⁾。

バンスはD.C.ホルトムの主著“Modern Japan and Shinto Nationalism”を熱心に読んだとされるが、その中で「政治、教育および宗教の三者の合体」した「国家神道」は、明治維新以来、右肩上がりの発展を続けた結果、「驚くべき上昇」と「前代未聞の強力なもの」となったと書かれている。新田氏によると、これらの「国家神道」論に大きな影響を与えたのは加藤玄智の著書である。加藤は『神道の宗教学的な新研究』の中で、「現人神に対し奉って、宗教的熱情を以て発言する大和魂は、即ち神道の大精神であり其最も大切な本質である」とし、これを「国家神道」と呼んでいる。加藤は、天皇をキリスト教の神と同一視し、絶対服従することが神道の本質であり、教育の指導理念であるという「理想」を繰り返した。ホルトムの言説は、加藤の立場に大きく拠っており、加藤の理想をそのまま昭和10年代の日本の現実として、アメリカ人に広めた人物と言える²⁴⁾。

21) 新田均(平成26年) p.53、69-75、77

22) 新田均(平成26年) p.125-126

23) 新田均(平成26年) p.138-139

24) 新田均(平成26年) p.126、132-135、139

2. 国家神道排除に向けて

「日本の学校における国家神道に対し米国合衆国軍政当局が採用すべき特別政策についての勧告」は、昭和20年9月22日付で宗教学者D.C.ホルトムから送られてきた文書である。清水節氏によると、この文書は、天皇や学校教育の問題を重視している点で、「神道指令」の性格を決定づけるのに大きな影響を与えたとされる²⁵⁾。

教科書を例とすると、神話的または非歴史的な題材を排除するよう改訂が求められた。具体的な内容としては、

- ①天照大神や太陽神が天皇の祖先であり、国家の創始者であるということ。この神話を受け入れることが国家主義の第一の信条として要求されること。
 - ②天皇が天照大神以来、万世一系であること。
 - ③政府が文部省を通じて、すべての国民が伊勢の神宮に参詣するだけでなく様々な祭りや儀式を行うことで、天照大神の崇拝に参加するよう強制すること。
 - ④政府が文部省を通じて、天照大神の神霊が国民の運命を見守り、参拝者や国民の信仰に加護や慈悲で応じるということを教えるのを義務付けること。
 - ⑤古代神道のほとんどの神は、真正の祖先であったこと。
- という4つの項目である²⁶⁾。

第2節 神道指令と靖国神社、護国神社の関係

1. 靖国神社、護国神社について

靖国神社は、明治2年に創建された東京招魂社を前身に持ち、それに先立つ明治元年4月には、東征大総督有栖川宮熈仁親王の令旨によって、明

治維新に関する戦争における戦没者のための招魂祭が盛大に開かれている。東京招魂社は、創建されてから10年後の明治12年6月に、靖国神社と改称するとともに、神社の管轄が内務省、陸軍省、海軍省の管轄下に置かれることとなり、対外戦争における戦死、戦病死、戦傷死、公務殉職者がその都度合祀されるなど、全国的な総合的招魂祭祀施設となった²⁷⁾。

護国神社は、幕末から明治初年に建立された、全国各地における藩出身の殉難者や戦没者を祀るための藩設の招魂社(場)を起源に持つ。地方招魂社は、廃藩置県後に政府が官費で維持、管理することになり、国から祭祀料、修繕料が支給されていた。ご祭神の条件は各地の護国神社間で統一され、それまでは戦没者だけではなく、平時の死没者も含まれており、様々な形態が各地の護国神社に見られていたが、当該地方出身で靖国神社に祀られたご祭神を合祀するよう、制度の整備が行われていった。昭和14年3月には、招魂社は護国神社と改称されると同時に、社名、祭神、祭祀、服制など11項目にわたる詳細な規定が設けられることとなった。終戦までに51社に上った「内務大臣ノ指定セル護国神社」は、府県社と同じ扱いを受け、社名に道府県名を冠することができ、合祀するご祭神の範囲を神社所在の道府県一円を区域とし、一府県一社を原則としていた。ただし、聯隊区の関係などにおいて、特別な事情がある場合は一府県内に複数の神社が指定される場合もあった。指定外の護国神社もあり、その合祀範囲は従前の崇敬区域におけるご祭神とした²⁸⁾。

25) 清水節(平成16年) p.399

26) 清水節(平成16年) p.396-397

27) 大原康男(平成3年) p.2

28) 大原康男(平成3年) p.2-3

2. 彦根招魂社について

明治8年4月5日、内務省布令乙第12号により、旧彦根藩主井伊直憲が主唱者となって旧彦根藩士と協議し、彦根町字尾末に招魂社の造営が始まった。明治9年5月に竣工、同年7月21日に内務省の許可を得て、戊辰戦争の戦死者青木貞兵衛頼実以下26柱の霊を招魂、鎮座した。以降、西南戦争、日清・日露戦争及び事変、そして第二次世界大戦における滋賀県出身者の戦没者をご祭神に祀っている。昭和14年4月には内務大臣の指定によって、招魂社は滋賀懸護國神社に改称された。昭和22年には社名を沙々那美神社と改称した。昭和28年、再び現在の社名に戻っている²⁹⁾。

滋賀県護国神社の起源は、公式には明治2年9月に彦根藩知事であった井伊直憲が、戊辰戦争で戦死した藩士26名の招魂碑を、古澤村に建立したことにさかのぼる。明治8年4月の造営は、前年の明治7年2月に出された内務省布令により、戊辰戦争の戦死者招魂場や墳墓が官費により整備が可能になったことを受け、開始されたものである。この時の届け出書類には、「旧藩主井伊直憲賞典拜賜ノ後犬上郡第四区古澤村ノ内字石ヶ崎ト申ス処ニ戊辰以来旧彦根藩戦死之招魂碑建立祭祀仕居候」と述べられ、明治7年2月の内務省布令を受けて、「前之場所者郊外僻地ニ属且其碑ハ仏家之墓碑ニ類似シ頗不体裁ニ付」、「東京招魂社之体裁ニ基キ新ニ造営仕度」と書かれている。この資料には、招魂碑を招魂社に改めるに当たって、その理由を二つ述べている。一つは、招魂社の立っている古澤村が僻地であったこと、もう一つは招魂碑が「仏家之墓碑」に類似し、頗る不体裁であるという理由である。白川哲夫氏は論文の中で、古澤村には、井伊家によって井伊神社が造営され

ており、菩提寺である龍潭寺も隣接されている点から、旧彦根藩が古澤村のことを本当に「僻地」として認識していたかは疑わしいと指摘している。したがって、造営の主たる理由は「仏家之墓碑」に似ている招魂碑を、明治初期の神仏分離の動きを踏まえた上で、招魂社として新たな場所に造営することにあると分析している。また、単なる招魂碑としてではなく、後に靖国神社となる東京招魂社の体裁に基づいた形で、国家との結び付きを明確にした上で、彦根藩の戦死者を位置付けたいという意図がうかがえるという。この位置づけについて、彦根藩が幕末、維新时期にとった行動にヒントがあるとしている。それは、彦根藩の井伊家が江戸幕府譜代諸藩の中でも最も高い家格の家であり、井伊直弼に代表されるように幕府政治を統括する大老職に歴代5人の藩主が就いた一方で、戊辰戦争では新政府軍に付いたという経緯である。彦根藩が幕府の中枢を担っていた勢力であり、新政府の中で信用を得るにはそれなりの姿勢を見せる必要があったのだと白川氏は分析している³⁰⁾。

しかし白川氏によると、この特殊性が「殉難」者という定義について、戊辰戦争以降の戦いにおいて、幕府側にたった戦死者は靖国神社へ合祀されないという事実と、旧彦根藩士の理解における「殉難」者の認識を異なるものにしてしまうという。第二次幕長戦争に参加し、死亡した曾我次郎太夫は、当時彦根藩が幕府側に立って参戦していたことから、靖国神社への合祀はされなかった。しかし、「近江新報雑欄内ニ彦根藩殉難死節ノ士ト題シ云々掲載シアル人名」の中に、「内現今群下粟太郡草津村居住曾我武雄先々次郎太夫ナルモノ記名アリ」として、粟太郡に対して遺族から靖国神社への合祀が済んでいないという届け出が

29) 滋賀県神社庁(昭和62年) p.56

30) 白川哲夫(平成23年) p.76-77

された。郡役所としては、幕長戦争において幕府側の戦死者は靖国神社の合祀対象とはならないので、「合祀セラレルベキ部類ニ非ズ」として書類を返却している。靖国神社に合祀されなかった旧彦根藩士は他にも、戊辰戦争に参加して陣中で病死した者、天誅組の蜂起に対して追討軍として出兵した戦死者がいる。旧彦根藩士の中に、靖国神社へ合祀されなかった者がいることについて、旧彦根藩士にとって「殉難」したのは、戊辰戦争以後の新政府側で戦って死んでいった藩士だけではなくと白川氏は分析する。天誅組の蜂起は、土佐藩を脱藩した吉村寅太郎らを中心として起こった幕府への反乱であり、幕府軍に壊滅された彼らは靖国神社に合祀されている。戊辰戦争のケースについては、靖国神社が戦病死者は合祀の対象とはしないという原則から理解出来るが、天誅組のケースは幕長戦争のケースと同じく、彦根藩士にとって天誅組追討の際の死者は「殉難」者であるという認識であった。白川氏はこの状況を、旧彦根藩士をめぐる、ある種の死者の「分断」が発生しているとしている³¹⁾。

3. 滋賀県護国神社について

彦根招魂社では、明治40年11月の日露戦争における滋賀県内戦死者、戦病死者の合祀祭典が行われてからは、全県的な祭典は翌年以降定例化せず、春秋の例祭が地元中心に運営されるにとどまった。大正9年5月に県出身の戦没者を対象とした祭典が設定され、県が費用を支出することになり、護国神社へと繋がっていく枠組みは出来上がったものの、一般への定着という面では、昭和4年の段階でも十分なものとは言えなかった。そんな中で、白川氏は、大正4年に禁門の変において戦

死した旧彦根藩士9人が新たに招魂社に合祀されたことに触れ、彦根藩士の一部は国家によって「名誉回復」されたと考えている。禁門の変では、彦根藩が幕府側として御所に攻め寄せた長州藩と戦ったことから、御所を警備したという点で、この時の彦根藩士が「勤王」の立場で戦ったと言える。このことについて、靖国神社にとって合祀の基準が二つあり、一つは明治維新において「官軍側」の戦死者であるかどうか、もう一つは「勤王」という線の引き方もあったと白川氏は指摘する。この二つを両立できないケースが禁門の変であり、靖国神社が「勤王」を重視したことで、禁門の変に関しては敵味方なく合祀対象としたと分析している³²⁾。

県の行事が行われても一般の認識が薄かった招魂社であったが、昭和6年9月に勃発した満州事変が状況を一変させた。11月には町主催の「国難祈願祭」が開かれ、翌年10月には満州事変の県出身の戦死者44名の慰霊祭が行われている。そして、昭和14年に招魂社が「滋賀県護国神社」となり、神域を隣接する埋木舎の楽焼竈址、武道場址などを含む埋木舎境域の約3分の2を占める庭園に拡張する計画が立てられた。埋木舎は十四男に生まれた井伊直弼が、良縁もなく17歳の時に入った屋敷であり、「捨扶持生活」を15年間送った場所である³³⁾。

滋賀県護国神社に蔵している「滋賀懸護國神社御造營ニ關スル意見書」という史料の一部を抜粋しながら、神域拡張の計画に至った経緯を見ていきたい。この史料は、昭和14年10月12日に、滋賀県会議長から滋賀県知事であった平敏孝氏に提出されたものである。当時の護国神社について、「殉國忠靈ヲ奉齋シ今ヤ將ニ御祭神ハ三千柱ニ垂トス」と書かれ、また、「加フルニ今次事變ノ

31) 白川哲夫(平成23年) p.77-78

32) 白川哲夫(平成23年) p.79-80

33) 白川哲夫(平成23年) p.81

勃發ニ依リ皇猷翼賛ノ一途ニ邁進シ一死以テ至誠報國ノ範ヲ垂ラレタル忠誠勇武ナル殉國將兵ノ數又多キヲ加フ」と書かれている。護国神社のご神体は、様々な戦いにおいて戦没した「殉國忠霊」であり、その数は昭和14年10月現在において3,000柱になっていたと分かる。さらに加えて、昭和12年に勃發した日華事変によって、天皇の治世の計画への力添えに一途邁進し、一死をもって至誠報國の模範となる忠誠かつ勇武な殉國の將兵が数多く加えられると書かれている。そして、「然ルニ其ノ規模狭小ニシテ祭祀ノ嚴修、衆庶報實ニ適セサルヲ覺エルハ洵ニ遺憾の極ナリ縣ハ速カニ功烈偉勲ヲ景仰スヘク忠魂永遠ニ鎮リ座サム殿舎ノ御増補ト壯嚴ナル神域ノ擴張整備ヲ企劃シ以テ報謝ノ誠ヲ効サレムコトヲ切望ス」と「県會全員協議ノ決議ヲ以テ」意見書を提出している。多くのご神体が護国神社に加えられることを受けて、神社の規模が狭く、祭祀を厳かに行うことや、一般の人々がお参りするのには適しないと思われ、誠に遺憾の極みであり、県は速やかに優れた功績や立派な手柄を仰いで、忠魂が永遠に鎮座する殿舎を増築すること、荘厳な神域を拡張、整備する企画をもって報いる真心をつくすことを、県議会全員で行った協議の決議を以て切望しているのだ。

これに対して、昭和14年11月13日に、埋木舎の当主であった大久保員臣氏の息子である大久保章彦氏が、平滋賀県知事に宛てて書いた陳情書も護国神社に残っている。その内容は、尾末公園と合わせて神域を拡張する計画が「急ニ御模様替」となり、楽焼竈址や武道場などの庭園にまで神域が拡張されることを受けて、「殉國ノ世界的大政治家井伊大老」の為に「史蹟保存」すること

を訴えている。埋木舎について、「内外ノ圖書ニ多ク記載セラレ」、「内地ノ諸遺跡ト比較セラレ」、「或ハ米國ノ『ロックハウス』ト共ニ世界的ノ遺跡ト稱セラレル」史蹟であるとし、「世界的史蹟ノ地域的由緒的保護」を求めた。さらに、有栖川宮幟仁親王の「ふか緑さかゆくすゑの八千代までよよに籠れる竹の一むら」という御製も引用している。招魂社時代に土地を割譲したにも関わらず、尾末公園と合わせて埋木舎側にも大きく拡張されることになり、大久保章彦氏によって嘆願書が提出された。その内容は、井伊直弼を「殉國の」世界的大政治家と表現し、埋木舎については国内外の図書に多く記載される世界的史蹟であり、アメリカのロックハウスと共に称せられる遺跡であるというものだ。

ここで、白川氏や大久保家15代当主である大久保治男氏の解説を検討していきたい。白川氏によると、招魂社から護国神社へと転換したことは、旧彦根藩を中心とした地元にはゆかりのある人々を祀っている事実よりも、近代軍隊における戦死者を祀っている事実が重要となったことを意味しているという。つまり、「国家の論理」を護国神社にも貫徹させようとしたと分析している。治男氏は著書『埋木舎と井伊直弼』の中で、「日本軍国主義が絶対のものであった」第二次世界大戦中に、護國の英霊を祀る護国神社が軍部の「圧力」で拡張されたという。護国神社の隣接地である埋木舎は、アメリカやイギリスと条約を結んだ「平和主義者」井伊直弼の遺跡であり、「鬼畜英米」と戦争をしていた軍部にとっては目の上のたんこぶだったと述べている。実際に、埋木舎に憲兵が数名押し入って、「埋木舎を軍に提供しない奴は国賊である。戦車を出してぶっつぶしてやる!」と威圧されたというエ

ピソードを紹介し、大久保員臣氏の息子三人が「我らの首を斬ってから接收せよ!」と埋木舎を死守したという。埋木舎については昭和17年に保存されることが決定したが、大久保章彦氏は軍部や行政の意向にたてつuitたとして非国民と呼ばれ、特高警察や憲兵、官僚にマークされ、不当拘束されたとしている。これらのエピソードは、文化財保存の意識がない軍国主義の戦時中に起こり、命を懸けて、軍や官僚を相手に主張を通した三兄弟を、大久保小善氏は墓場の影で頼もしく思っているだろうと締めくくっている³⁴⁾。

では、白川氏や治男氏の解説に対して疑問を投げかけたい。まず、昭和14年10月に提出された意見書の中で、招魂社には、明治維新以降の3,000柱にも及ぶご神体が祀られており、事変の勃発によってさらなるご神体が祀られると想定されている。現在、護国神社で禰宜を務めている山本大司氏も、現在の社殿とは位置や大きさが異なっており、手狭になっていたと考えている。白川氏は、実際に手狭になっていたという事実には触れることなく、神域の拡大理由を「国家の論理」の貫徹に求めている。また、治男氏は招魂社の建設に際して、神社創立委員長であった大東義徹氏から「『国家のために殉死した』者を祭る社の神域として埋木舎の全部を提供してくれるように」と強硬な要求があったと述べ、小善氏が「開国の英雄」井伊直弼が過ごした記念すべき史跡であるとして、埋木舎の保護地を招魂社側に寄付するなどして埋木舎の保存を実現したという。しかし、昭和14年10月の意見書に対する陳情書においては、章彦氏が「殉国の世界的政治家」井伊大老のために「史蹟保存」することを訴えている。埋木舎についても、国内外の図書に多く記載され、他の諸遺跡と比較

して、世界的な遺跡と言われる史跡であることから保存が必要と述べられている。治男氏は、招魂社建設時の大東義徹氏による「国家のために殉死した」者という表現と、小善氏による「開国の英雄」井伊直弼という言葉に対義的に用いているが、時間的隔壁が存在していたとはいえ、護国神社建設時には章彦氏によって「殉国の世界的政治家」井伊大老と表現されているのである。治男氏は護国神社の拡張時に、井伊直弼が「鬼畜米英」と条約を結んだ「平和主義者」であるために、軍部の標的となったとしているが、一方では、陳情書から章彦氏にとっては「国家のために殉死した」井伊直弼であったと読み取れる。治男氏は、神域拡張について「鬼畜米英」と戦争していた軍部の圧力があったというが、昭和15年の開戦よりも1年前に嘆願書が提出されていることから、この時点でアメリカやイギリスと戦争をしていた事実はない。よって、行政と章彦氏との争いを「軍国主義」の影響や軍部の圧力だけに求めることは不適切であると私は考える。また、「殉国」という言葉についても、章彦氏が近衛文磨や東条英機らに訴え、保存に尽力したことから、政治的にも訴えかけられやすい言葉を使用しただけであるという反論もあるだろう。しかし、小善氏の弟である大久保章次氏が招魂社の神主であったことから、章彦氏は、護国神社側との対立という文脈の中だけではなく、様々な事変が勃発し、諸外国との関係が複雑化する中であっても、世界に国を開いた井伊直弼の功績が評価されるよう様々な意味づけを行う中で、「殉国」という意味づけを与えたと考えるのが妥当であると推測される³⁵⁾。

滋賀県護国神社は昭和22年3月に、GHQの干渉によって、沙々那美神社と改名しており、昭和28

34) 白川哲夫(平成23年) p.81-82、大久保治男(平成20年) p.162-164

35) 大久保治男(平成20年) p.160-161、162-164

年10月に再び滋賀県護国神社に名前を戻している。この時期の記録はあまり残っておらず、山本禰宜によると、GHQの軍人が手水舎で水浴びをするなど、ご神体に危害が加わる恐れがあったため、先々代の宮司が正殿で寝泊まりをする状況だったという。戊辰戦争以降、第二次世界大戦までの間に国事、国難に殉じた滋賀県出身の戦没者を、郷土滋賀の守り神、近代日本の国造りのご祭神として祀り、ご祭神数は34,750柱に上っている。

第3節 神道指令が与えた教育への影響

1. 神宮皇學館について

明治15年4月に、神宮祭主であった久邇宮朝彦親王から、林崎文庫に神宮皇學館を設置する旨が令達された。神宮皇學館設立の主旨は、「専ら神宮ニ関スル古伝ヲ明ニ」することが根本にあり、日本の伝統的文化の諸相の究明と、その素養を持つ人材の育成であった。明治36年8月には、勅令によって神宮皇學館官制が公布された。この時に、神宮皇學館は内務省所管の官立学校と規定され、同年3月に公布された専門学校令にはよらない、特別な官立専門学校となった³⁶⁾。

明治33年2月に皇學館が賜った「賀陽宮邦憲王令旨」は、現在も行事の際に奉読されている「建学の精神」となっている。その旨趣は「皇國ノ道義を講シ」、「皇國ノ文學ヲ修メ」ることであり、「之ヲ實際ニ運用」することであるとしている。皇學館の教育の旨趣は、日本の人文の学を修め、これを実際の社会に役立てることなのである。そして、「倫常ヲ厚ウ」し、「文明ヲ補ハム」とすること、つまり人倫の道を大切に、世界の文明の進展に寄与することが説かれている³⁷⁾。

大正7年に倉田山に学舎が移り、昭和15年4月には、勅令288号を以て神宮皇學館大學官制が制定、公布された。明治36年に規定された内務省所管の官立専門学校から、この勅令によって文部省所管の官立大学に昇格した。昭和20年5月、7月の宇治山田空襲によって施設の過半を消失し、教育研究上の資材の多くを失った³⁸⁾。

2. 神道指令下の皇學館大学

昭和20年8月15日に敗戦し、占領軍の進駐による占領政策によって、神宮皇學館大學は存立の危機に直面した。神道を建学の精神として、神職も養成していた官立神宮皇學館大學は、国家神道の教学理念の中核とみなされていたこともあって、存否が問題となってきた。そして、同年12月に発令された「神道指令」によって、学則にいかなる改定を加えても官立大学として存続することが絶望的となった。残された道は、①他の大学との合併、②私立大学として再生存続、③廃絶の3つであった。①に関しては、同じく神道系の大学であった私立國學院大學との合併や、当時文系学科を持っていなかった名古屋帝国大学への併合が話題となったものの、具体的な進展はなかった。②に関しては、私立大学という形であれば、神道研究や教育についても「神道指令」では認められてはいたが、官立であった皇學館の校地や学舎等、その他すべての施設は国家に返上、あるいは改めて購入する必要があった。もともとの母体である神宮も、国家からの分断を受けており、一宗教法人として運営が危ぶまれる状況であり、経済的に不可能であった³⁹⁾。

昭和21年2月、神宮皇學館大學学長事務取扱田中義男氏は、大学諸教授以下と共にGHQを訪

36) 学校法人皇學館 館史編纂室(平成21年) p.5

37) 学校法人皇學館 館史編纂室(平成21年) p.45-47、学校法人皇學館(平成25年) p.324

38) 学校法人皇學館 館史編纂室(平成21年) p.5、87、111-114、学校法人皇學館(平成26年) p.15

39) 学校法人皇學館 館史編纂室(平成21年) p.6、学校法人皇學館(平成26年) p.678-680

問し、皇學館存続について意向を伺ったものの、神道指令の厳密な断交が通告され、文部省からも皇學館の廃学が発表された。同年3月には、勅令135号を以て3月31日限りの廃学が決定した。この時から、母校を失った卒業生にとって、母校の再興が悲願となった。同年9月には「宗教神道トシテ新発足セル神社」に奉仕する神職の養成を目的として、私立学校令による各種学校「伊勢専門学館」が、卒業生を中心に設立された。三重県知事の許可を得て、同年10月には神宮の所有する館友会館を借用して開講された。しかし、GHQの三重県軍政部が11月1日に会館に乗り込み、授業停止を命じて学校を解散させた。占領下の伊勢において、神道の研究も教育も抑圧され、伊勢の学問と教育の道統を絶やすまいとする一念は挫折した⁴⁰⁾。

3. 皇學館大学の再興

昭和27年4月のサンフランシスコ講和条約の発効によって、占領政策の状況が変化した。同月、神宮皇學館大學再興期成会が結成され、昭和30年4月、神宮の経営する各種学校として、小規模な神職養成機関が設立された。そして、昭和34年7月には、神宮皇學館大學復興後援会が結成され、会長には元首相の吉田茂氏が就任した。吉田氏は発会式の席上、「かながらの道を軍国主義のシンボルみたいに考えたのは、占領軍の誤解であった」とし、「押しよせてくる共産主義の脅威に対処するためには、神道の確立、神宮皇學館の再建は時勢の急務であります」と期待を述べた。やがて、「わが国民の歴史と伝統に基く文化を究明し」「洋の東西に通ずる道義の確立」を期す人材を育成するという研究と教育の理想を掲げる運動となり、昭和37年4月、神宮皇學館大學の建学の

精神を継承する私立大学「皇學館大學」として再興した⁴¹⁾。

おわりに

以上、概要で述べた通り、戦後語られてきた「国家神道」論の実体について迫った。通説における国家神道とは、国家からの強制による「国教」であった。しかし、この説の根本を辿っていくと、村上重良氏の学説があり、GHQによる「神道指令」があり、そして加藤玄智による「理想論」があるのだ。つまり、国家神道とは昭和10年代に社会主義的新体制運動下において、「一君万民ナショナリズム」を提唱した一学者による理想に過ぎなかったのである。この「理想論」が、戦後歴史学を支配した「国家神道」論の通説における根拠となった理由には、戦前の日本における文化、慣習を全て悪と見做したGHQによる「現実」へのすり替えが行われたことが挙げられる。また、何故「現人神」や「八紘一宇」の学説、そして神社参拝の強制といった神道「ファシズム」論が、今も論陣を張っているのだろうか。それは、公的な性格を帯びる「天皇制」が過熱すると戦争に繋がるという「自虐史観」や、「国家神道」が思想・信条の自由や宗教の自由を侵害したという考えに基づいている。島蘭進氏は、これをさらに進めて神社に参拝するパワースポットブームが「国家神道」の復興を現出しているとして、警鐘を鳴らしている。

これを受けて、滋賀県護国神社と神宮皇學館の事例を引いて、「国家神道」論という俗説が、実際にどのような影響を与えたのか分析した。滋賀県護国神社について研究した白川哲夫氏は、護国神社拡張工事の理由を、手狭になっていたという

40) 学校法人皇學館(平成26年) p.680-681

41) 学校法人皇學館(平成26年) p.681、学校法人皇學館館史編纂室(平成24年) p.101

事実には触れずに、国家による護国神社を利用した国威発揚という「国家の論理」の貫徹に、その理由を求めている。官立であった神宮皇學館に関しては、危険な「国家神道」の教学を教える公立大学として、「神道指令」による廃学が、GHQ政策の前提とされたことになる。

「国家神道」論が理想の上に成り立っているだけの論理だと分かったが、神道の本来の背景は“religion”的概念ではなく、数千年の歴史に裏付けられた民族固有の精神なのではないかと私は考える。仮に、神道がGHQの定義による“religion”であるとすれば、神宮皇學館や靖国神社、護国神社に対する政策は、宗教弾圧と言わざるを得ない。島藺氏は、近年のパワースポットブームが人々の宗教性の変容によるという視覚において、「国家神道」の復興が見られると述べている。しかし、現代人自らが、精神的なよりどころを神社に求めているだけなのではないか。作られた「国家神道」の論理が、パワースポットブームにまで当てはめられる状況に、私は「国家神道」の通説化が最終段階を迎えているという危機感を改めて感じている。

【付記】

本論文は所属組織とは一切関係なく個人の研究成果である。

参考文献

- 『愛国と信仰の構造 全体主義はよみがえるのか』（平成28年）島藺進/中島岳志著、集英社新書
- 『国家神道形成過程の研究』（平成6年）阪本是丸著、岩波書店
- 『国家神道』（昭和45年）村上重良著、岩波新書
- 『国家神道とは何だったのか』（昭和62年）葦津珍彦著、神社新報社
- 『国家神道と戦前・戦後の日本人—「無宗教」になる前と後』（平成26年）島藺進著、河合文化教育研究所
- 『「現人神」「国家神道」という幻想—「絶対神」を呼び出したのは誰か』（平成26年）新田均著、神社新報社
- 『GHQ/SCAPの神道研究に関する史料(1)〔含英文〕』（平成16年）清水節著、金沢工業大学日本学研究所
- 『GHQ/SCAPの神道研究に関する史料(2)〔含英文〕』（平成17年）清水節著、金沢工業大学日本学研究所
- 『神道指令と靖国神社・護国神社』（平成3年）大原康男著、国學院大學日本文化研究所
- 『滋賀県神社誌』（昭和62年）滋賀県神社庁
- 『護国神社の「地域」性について—滋賀県の事例を中心に—』（平成23年）白川哲夫著、ノートル・クリティーク編集委員会
- 『埋木舎と井伊直弼』（平成20年）大久保治男著、サンライズ出版
- 『皇學館大學の百二十七年』（平成21年）学校法人皇學館館史編纂室
- 『皇學館大學百三十年史資料篇一』（平成25年）皇學館大學編、皇學館大学出版部
- 『皇學館大學百三十年史資料篇二』（平成26年）皇學館大學編、皇學館大学出版部
- 『皇學館大學の再興と発展—昭和二十一年～平成二十三年—』（平成24年）学校法人皇學館館史編纂室編
- 『昭和天皇の学ばれた教育勅語』（平成12年）杉浦重剛著、勉誠出版
- 『日本国家の神髓』（平成27年）佐藤優著、扶桑社新書

Shinto Policy in Occupied Japan

Reexamination of the History of Shinto before and after the Shinto Directive

Hiroaki Horii

In this article, I dissect the substance of State Shinto that has been talked about after World War II. In writing this article, I considered the following historical background. “The whole of Japanese society is leaning to the right,” cry the mass media, scholars, and experts. Their concern is based on the problems of Nippon Kaigi and politicians’ visits to Yasukuni Jinja Shrine. The religious scholar Shimazono Susumu says, “Japanese religion prospers with nationalism.” According to his analysis, the issues of Yasukuni and Nippon Kaigi are the very things that strengthen State Shintoism-like ideas. In addition, he sees the boom in worship at the shrine as a “power spot” as a sign of revival of State Shinto and one which supports present-day nationalism. A common-view definition of State Shinto is “Shinto enforced by the state.” I consider whether these signs were really brought about amid a flow of State Shinto reinforcement.

As a method of answering this question, I re-examine criticism of the common view of State Shinto. Also, judging that criticism of previous studies alone will not generate a perfect response, I analyze the substance of State Shinto through examples provided by Kougakkan and an interview with Shiga-ken Gokoku Jinja Shrine.